



平成 30 年 5 月 17 日

各 位

会社名 ブラザー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池 利和
(コード番号：6448 東証・名証 第1部)
問合せ先 CSR&コミュニケーション部長 出原 遠宏
(TEL：052-824-2072)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 126 回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

当社は現在、2016 年度にスタートした中期戦略「CS B2018」において、既存事業に加え、産業用印刷事業や企業向けビジネスの拡大を図るとともに、新規事業創出に向けた諸施策を推進しております。これらの取り組みによる今後の事業内容の多様化に対応するとともに、当社グループの事業の現状により即した目的事項とするため、現行定款第 2 条（事業目的）の全 28 項目を、変更案のとおり 14 項目に統合・整理するものであります。

(2) 取締役及び監査役の責任免除に関する変更

社外取締役および社外監査役と当社との間の責任限定契約に基づく責任限度額を法令に定める額にするため、現行定款第 33 条（社外取締役との責任限定契約）および第 44 条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 33 条の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 26 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 26 日（火）

以 上

別紙

変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (記載省略) (目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>裁縫用ミシン機械及び部分品の製造並びに販売</u></p> <p>(2) <u>工作機械の製造並びに販売</u></p> <p>(3) <u>電気機械器具、電子機械器具及び情報通信機械器具の製造、販売及び賃貸</u></p> <p>(4) <u>編機の製造並びに販売</u></p> <p>(5) <u>事務用機器の製造並びに販売</u></p> <p>(6) <u>楽器類の製造並びに販売</u></p> <p>(7) <u>家具及び寝具類の製造並びに販売</u></p> <p>(8) <u>健康、医療及び計測用機械器具の製造、販売及び賃貸</u></p> <p>(9) <u>各種機械器具の部品の製造並びに販売</u></p> <p>(10) <u>発電及び蓄電機械器具並びにその部品の製造、販売及び賃貸</u></p> <p>(11) <u>光通信用配線接続機器の製造並びに販売</u></p> <p>(12) <u>前各号の製品、部分品及び部品の輸出入</u></p> <p>(13) <u>衣料品、日用雑貨品、化粧品、室内装飾品、美術工芸品、書籍、文房具、教材、教具、皮革製品、スポーツ用品、娯楽用品、精密機械器具、光学機械器具、貴金属、装身具、自動車、原動機付自転車、軽車両、食品及び酒類の輸出入並びに販売</u></p> <p>(14) <u>コンピュータシステムを利用した情報処理業務及びソフトウェアの製造、販売及び賃貸</u></p> <p>(15) <u>ニューメディア関連の情報提供業務、情報通信業務及び広告代理業</u></p> <p>(16) <u>工業所有権の取得に関する業務並びにそのコンサルティング</u></p> <p>(17) <u>不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理運用</u></p> <p>(18) <u>土木建築、造園緑化工事の設計施工並びに請負</u></p> <p>(19) <u>建築物の保守管理並びに警備の請負</u></p> <p>(20) <u>飲食店・カルチャー教室・カラオケボックス・スポーツ施設の経営、旅行業法に基づく旅行業、印刷出版業、医薬品の販売、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></p> <p>(21) <u>音楽家など実演家等の養成及び斡旋並びに各種企画の立案及び実施</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>縫製機械器具の製造並びに販売</u></p> <p>(2) <u>産業機械器具の製造並びに販売</u></p> <p>(3) <u>電子・電気機械器具及び情報通信機械器具の製造並びに販売</u></p> <p>(4) <u>音響・映像機械器具の製造並びに販売</u></p> <p>(5) <u>健康、医療及びエネルギーに関する機械器具の製造並びに販売</u></p> <p>(6) <u>各種機械器具及びその部品の製造並びに販売</u></p> <p>(7) <u>情報処理、情報提供及び情報通信サービス業</u></p> <p>(8) <u>広告代理業並びにソフトウェア、出版物及びイベントの企画、制作及び販売</u></p> <p>(9) <u>保険代理業、金融業並びに総合リース業</u></p> <p>(10) <u>不動産業、建設業並びに運輸倉庫業及び自動車整備業</u></p> <p>(11) <u>衣料品、日用雑貨品、家具・什器、自動車、金券、食品及び酒類の販売並びに古物の売買</u></p> <p>(12) <u>飲食・娯楽・スポーツ等各種施設の運営、旅行業、労働者派遣事業、有料職業紹介事業及び警備業</u></p> <p>(13) <u>前各号に付帯する役務の提供</u></p> <p>(14) <u>前各号に付帯又は関連する一切の業務</u></p>

<p>(22) <u>音声・映像・文字等のソフトウェア及び出版物の企画、制作及び販売並びにこれに関する著作権及び著作隣接権の取得及び貸与</u></p> <p>(23) <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅サービス事業、介護療養施設運営及び介護用品・機器の販売</u></p> <p>(24) <u>安全及び衛生に関するコンサルティング</u></p> <p>(25) <u>有価証券の売買運用及び金融業並びに総合リース業</u></p> <p>(26) <u>損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(27) <u>貨物自動車運送事業及び倉庫業</u></p> <p>(28) <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第32条 (記載省略)</p> <p>第33条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000万円以上で予め定めた金額又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第34条～第43条 (記載省略)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第44条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000万円以上で予め定めた金額又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第3条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第34条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第44条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
--	---